

知っておきたい農地移動の手続き

農地は農業の基盤であり、私たちの食料の生産に必要な大切な資源です。

農地を耕作目的で売買・貸し借りしたり、宅地や資材置き場・駐車場などに転用し、農業以外の目的に利用するときは農地法による許可が必要です。

農地法3条申請

◆ 農地を農地として「売買したい方」「貸し借りしたい方」「贈与したい方」等は農地法第3条の許可申請が必要です。

ただし、農地を取得する方は耕作面積が、申請地を含めて10アール（1,000㎡）以上ないと許可されません。（賃借も同様です）

◆ 特に、所有権移転登記（売買・贈与）には3条の許可書が必要です。

※相続の場合は、農業委員会に届出が必要です。

農地法4・5条申請

◆ 自分の農地を自己のため転用（農家住宅・倉庫・駐車場等）の場合農地法第4条による許可申請が必要です。

◆ 農地を他人に転用を目的で売買（一般住宅・資材置き場等）の場合農地法第5条による許可申請が必要です。

※4条・5条の許可書がなければ、地目変更登記は出来ません。

（ただし現況証明申請が認められ時は、地目変更可能な場合あり）

※農地を転用する場合には、法律上の制限があります。また、許可申請の手続きには、複雑な部分もあります。円滑に手続きするため、申請前に農業委員会にご相談ください。

○申請前に準備すること

- 1 申請地が死亡した人の名義になっているときは、相続登記をすませる。
- 2 一筆のうち一部を申請するときは、分筆登記をすませる。

上記の申請は、毎月15日までに役場内、農業委員会事務局へ

（15日が土・日・休日の場合は前日となります。） ☎42-2275 ⑤256

上記の申請者は、本人申請が原則です。（本人から依頼された行政書士も代理申請ができます。）

**無断転用（許可を得ない転用）には、
厳しい措置が講じられます。**



**無断転用者には、北海道知事が工事を中止させ、
もとの農地に復元させることができます。**



**農地は荒らさず
作るもの**

農地は、あなたにとって貴重な財産であるとともに、有限な資源です。

農地は、食料の生産や国土・環境の維持・保全など、たいへん大切な役割を持っています。

だからこそ、農地の取得は「耕作をする者」以外には認められていません。

「農地を荒らさず作るもの」が、農地を持つ者の勤めだと言えます。きちんと耕作されているからこそ、農地としての役割を果たせるのです。耕作放棄のまま放っておくと、その機能を損なうばかりでなく、様々な問題を生じ、周囲の反感を買ったり、農家と農家以外の方との対立をも生みかねません。

何らかの事情で自分が耕作できなくなったら、許可を受け、耕作できる人に使ってもらうことが必要です。少しでも、農地を耕作実践することこそ、農地の遊休・荒廃防止策ひいては有効利用対策の第一歩といえます。